2024年4月1日付更新登録における特例措置

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

来年2024年4月1日付の更新対象の皆さまは、資格有効期間(2020年4月〜2024年3月)の多くの期間において、コロナ禍に伴う更新研修の中止や開催数の減少といった状況があり、所定の更新研修を受講できていない方もいらっしゃいます。

そのため、特例として(一部資格・競技は除く)、来年2024年4月1日付の資格更新にあたって、所定の更新研修の受講状況に関わらず、登録手続きの対象とします。

なお、現時点で本特例の対象となる方におかれましても、可能な限り受講期限となる2023年9月末までに更新研修を受講いただくようお願いします。

更新研修は、開催時期や地域によっては集合形態で開催されている他、オンライン形態でも開催されています。

また、2023年9月末までに更新研修を受講できずに更新登録される場合でも、2023年10月以降、義務とはしませんが、積極的に未受講分の研修受講をお願いします。

本取扱いの詳細は、以下のページにてご確認ください。

▼2024年4月1日付特例の詳細

 <https://www.japan-sports.or.jp/coach/news/tabid884.html?itemid=4745>

※2024年10月1日付以降における対応については、現段階では未定となっております。

登録手続きについては、更新日の１～２か月前くらいに案内（はがき）が来ることとなっています。